

墨田区国民保護計画作成の基本的考え方（案）

国が示した枠組み

【国民保護法】平成16年9月17日施行

- 区の責務（第3条）
 - 国の基本指針に基づき、国民保護措置を的確・迅速に実施する。
 - 区内の関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- 区の国民保護計画（第35条）
 - 都の国民保護計画に基づき作成する。
 - 計画に定める事項
 - ・ 区内の国民保護措置の総合的推進に関する事項
 - ・ 区が実施すべき国民保護措置に関する事項
 - ・ 国民保護措置実施のための訓練、備蓄及び体制に関する事項
 - ・ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 等

【基本指針】平成17年3月25日閣議決定

- 国民保護措置実施の基本的方針（第1章）
 - 国、地方公共団体等は、法律に規定された責務・役割分担に従って、的確、迅速な国民保護措置を実施する。
 - 基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済等に留意する。
- 武力攻撃事態の想定<4類型>（第2章）
- 防災体制を活用した国民保護措置実施体制の確立（第3章）
- 避難、救援、武力攻撃災害への対処措置 等（第4章）
- 緊急対処事態<4類型>への対処（第5章）
- 国民保護計画等の作成手続（第6章）

【市町村国民保護モデル計画】平成18年1月31日総務省提示

- 計画作成の参考として提示（自治法上の技術的な助言）

東京都が示した枠組み

【東京都国民保護計画(案)】平成17年11月24日都国民保護協議会答申

- 区市町村計画の作成基準（第8章）
 - 基本的考え方（国民保護法、基本指針、都の計画、モデル計画）
 - 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み
 - 都と区市町村間における役割分担
 - 計画に定める必須項目

区計画の作成方針

方針1

「基本指針」
「都の計画」
「モデル計画」
を基本とする。

- 1 国の方針や指示、都との役割分担に応じて、迅速・的確な措置を行うための行動指針とする。
- 2 国民保護措置実施の区の基本方針の明確化、武力攻撃事態等における類型ごとの留意事項を特記する。
- 3 国民保護措置の迅速・的確な実施を確保するための組織及び配備態勢等を整備する。

方針2

区の特性、実効
性に配慮する。

- 1 区の地理的、社会的特性等を踏まえ、武力攻撃災害による被害を最小化するための対処策を講じる。
- 2 情報の収集・提供、警報の伝達、避難・救援の実施等に関する体制を整備し、備蓄等平素からの備えを行う。
- 3 国、都、他区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との連携体制を整備、確保する。

方針3

災害対策の仕組
みを最大限に活
用する。

- 1 「地域防災計画」等で構築された災害対策の体制及び資源との整合をとり、その活用を図る。
- 2 自主防災組織等との協力体制を構築し、その活動を支援するとともに、防災訓練との有機的連携を図る。
- 3 国民保護の仕組み及び措置、区民等のとるべき行動に関する啓発に努め、理解と協力を確保する。

市町村国民保護モデル計画（概要）

第1編 総論

第1章 市（町村）の責務、計画の位置づけ、構成等

計画の趣旨、構成等について記述

第2章 国民保護措置に関する基本方針

基本的人権の尊重等特に留意すべき基本的な事項を掲示

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に係る市（町村）の役割及び関係機関連絡先の把握方法を掲示

第4章 市（町村）の地理的、社会的特徴

市（町村）が考慮すべき地理的、社会的特徴等を例示

第5章 市（町村）国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画に記述されている武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型を掲示

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市（町村）における組織・体制の整備

国民保護措置の実施に必要な平素の業務、職員の参集基準等を掲示

第2 関係機関との連携体制の整備

平素における関係機関との連携体制整備の在り方について記述

第3 通信の確保

武力攻撃事態等における非常通信体制の整備等について記述

第4 情報収集・提供等の体制整備

警報の伝達、安否情報の収集・整理など平素より取り組むべき事項について記述

第5 研修及び訓練

活用すべき研修、訓練の内容について記述

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

備えるべき基礎的資料の具体例や運送事業者の輸送力、避難・生活関連等施設の把握等について記述

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

住民の避難や救援に必要な物資及び資材の備蓄、整備について記述

第4章 国民保護に関する啓発

国民保護措置や、住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について記述

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

事態認定前における「緊急事態連絡室（仮称）」の設置など、市（町村）の初動体制について記述

第2章 市（町村）対策本部の設置等

市（町村）対策本部を設置する具体的手順、対策本部の編成の在り方や広報体制例等を掲示

第3章 関係機関相互の連携

県に対する要請や、他市町村等に対する応援要求の手続について記述

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

警報伝達の具体的方法等を揭示

第2 避難住民の誘導等

避難実施要領の例や、武力攻撃事態等の類型ごとに住民の避難誘導に係る留意事項を揭示

第5章 救援

武力攻撃災害時における救援内容等について記述

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集、報告及び照会に対する回答等の具体的実施方法を揭示

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処の基本的考え方を揭示

第2 応急措置等

退避の指示、警戒区域の設定の手続等について記述

第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設や危険物質等の取扱者における安全確保を図るための手法等について記述

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害に係る放射性物質等の放出の通報、住民避難の措置の手続、NBC攻撃災害に係る留意事項等について記述

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集及び報告方法を揭示

第9章 保健衛生の確保その他の措置

保健衛生の確保、廃棄物の処理における留意事項について記述

第10章 国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定のための措置や、避難住民の生活安定のための措置等について記述

第11章 特殊標章等の交付及び管理

特殊標章等の意義、交付手続等について記述

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うことなど、応急の復旧の基本的考え方を記述

第2章 武力攻撃災害の復旧

国が示す方針にしたがって県と連携することなど、災害の復旧の基本的考え方を記述

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置に要した費用の支弁、損失補償の手続等について記述

第5編 緊急対処事態への対処

武力攻撃事態等への対処に準じて行うことを記述

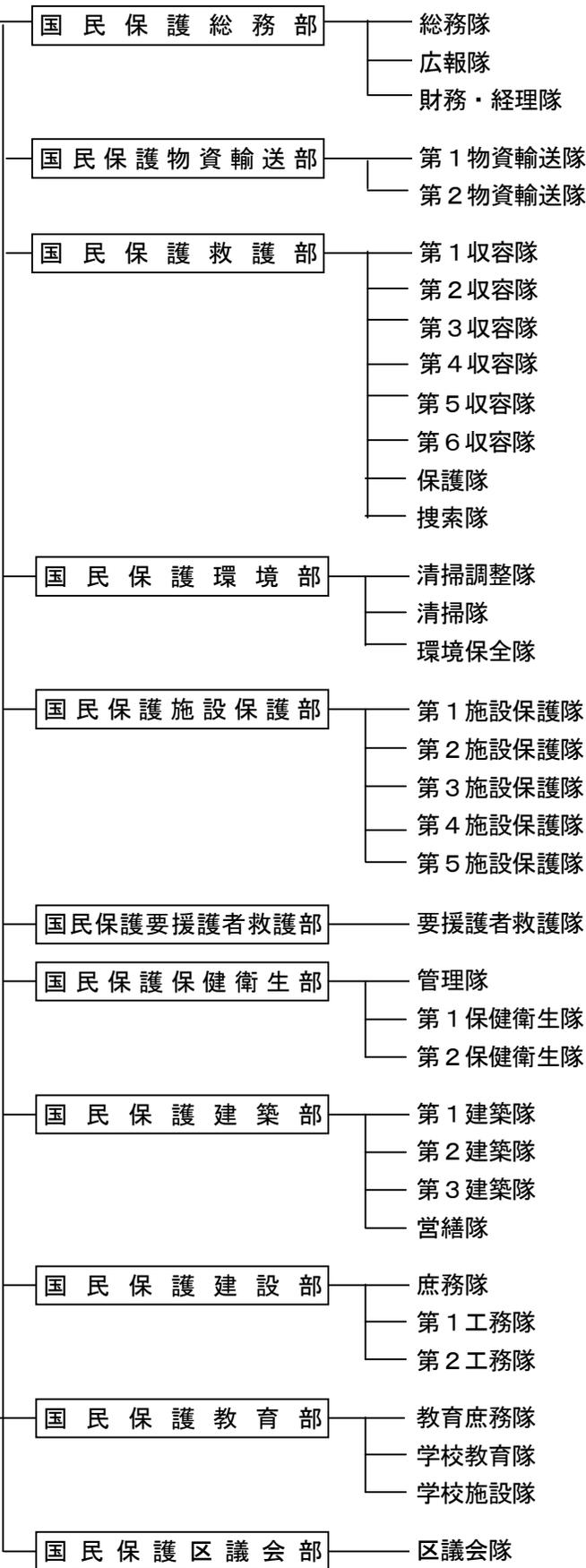
墨田区国民保護対策本部組織及び本部員

本部長室	
(本部長)	区長
(副本部長)	助役
(本部員)	収入役
教育長	企画経営室長
危機管理担当部長	秘書担当課長
防災課長	安全支援課長
本所消防署副署長	向島消防署副署長

●本部長室の所掌事務

- 1 国民保護措置全体にわたる区の対処基本方針の策定
- 2 対策本部設置の指定・解除通知の受理
- 3 現地対策本部の設置
- 4 警報・警報解除・緊急通報・避難指示の受理
- 5 都及び他区市町村への応援の可否判定
- 6 自衛隊派遣要請の可否判定
- 7 避難実施要領・避難住民の復帰に関する要領の策定
- 8 他区市町村避難住民の受入れの可否判定
- 9 退避指示、警戒区域設定の可否判定
- 10 応急公用負担
- 11 重要な災害情報の収集及び伝達
- 12 国民保護措置に要する経費の処理方法
- 13 その他、重要事項

<p>現地対策本部</p> <p>(現地対策本部長)</p> <p>(現地対策本部員)</p> <p>※ 本部長が指名</p>



墨田区国民保護（緊急処理事態）対策本部体制及び各部・隊の所掌事務

災害対策本部（墨田区災害対策本部条例施行規則・災害対策マニュアルに規定する事務）		国民保護（緊急処理事態）対策本部	
<p>本部長室 (災対総務部総務隊 庶務班及び企画情報班)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の非常配備態勢、廃止及び廃止の通知 2 重要な災害情報の収集及び伝達 3 避難の勧告又は指示 4 都及び他区市町村に対する応援の要請 5 応急公用負担 6 災害対策に要する経費の処理方法 7 その他重要な災害対策 	<p>本部長室 (国民保護総務部総務隊 庶務班及び企画情報班)</p>	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する本部長室の所掌事務のほか次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置全体にわたる区の対処基本方針の策定 2 対策本部設置の指定・解除通知の受理 3 現地対策本部の設置 4 警報・警報解除・緊急通報・避難指示の受理 5 都及び他区市町村に対する応援の実施の判定 6 自衛隊の部隊等の派遣要請の判定 7 避難実施要領・避難住民の復帰に関する要領の策定 8 他区市町村避難民の受入れの判定 9 退避指示、警戒区域設定の判定
<p>災対総務部 ➤ 総務隊</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務及び本部指令の伝達 2 本部の通信情報の総括 3 都、関係機関及び各部との情報連絡及び調整 4 被害情報等の収集、連絡及び総括 5 気象情報の把握及び伝達 6 区民への情報提供等 7 災害救助法の適用要請 8 災害復旧計画の企画立案 9 災害復興準備室の設置 10 防災業務従事職員の損害補償 11 本部職員の動員、身分及び服務 12 労働力の供給 13 本部職員の給食、給与、応急手当及び救護 14 罹災証明書の交付 15 庁舎の管理 16 車両・舟艇等の調達及び配車、運送の求め 17 民間協力団体及びボランティア等の受入と派遣 	<p>国民保護総務部 ➤ 総務隊</p>	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対総務部総務隊の分掌事務（ただし、7を除く）のほか次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報、緊急通報及び避難指示の伝達及び通知 2 自衛隊の部隊等の派遣要請の連絡 3 安否情報の提供及び知事への報告 4 武力攻撃災害の兆候に関する知事への通知 5 退避の指示の解除の公示 6 工作物等保管の公示 7 特殊標章等の交付及び使用許可 8 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用に係る損失補償

	18 出張所の管理及び利用者の保護 19 出張所管轄区域内における被害状況等の情報収集及び連絡 20 区立保育園への援助活動 21 他の部に属さないこと		
➤ 広報隊	1 災害に関する広報及び広聴 2 報道機関との連絡 3 災害状況その他の記録	➤ 広報隊	墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対総務部広報隊の分掌事務
➤ 財務・経理隊	1 災害対策予算 2 物資、器材等の契約及び検査 3 義援金品等の受領、出納、保管及び配分 4 収支命令の審査及び現金の出納 5 災害対策に必要な物品の出納	➤ 財務・経理隊	墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対総務部財務・経理隊の分掌事務
物資輸送部 ➤ 第1物資輸送隊 ➤ 第2物資輸送隊	1 輸送用車両・物資運搬作業機器及び運転者調達の要請 2 物資輸送計画の策定及び輸送ルートを選定 3 給水の要請 4 飲料水・食糧品・生活必需品・燃料・その他備蓄物資及び資器材の輸送 5 義援品の輸送 6 本部等との情報連絡（第1物資輸送隊）	国民保護物資輸送部 ➤ 第1物資輸送隊 ➤ 第2物資輸送隊	墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する物資輸送部各隊の分掌事務のほか次に掲げる事務 1 避難住民の運送計画の策定
救護部 ➤ 第1收容隊 ➤ 第2收容隊 ➤ 第3收容隊 ➤ 第4收容隊 ➤ 第5收容隊 ➤ 第6收容隊	1 罹災者の救護及び避難所への受入れ 2 都指定避難場所への避難誘導 3 避難所の開設及び運営 4 食料品及び物資の給与並びに飲料水の供給 5 收容施設の消毒、避難者の防疫等への協力 6 文化財の保護（第5收容隊） 7 本部等との情報連絡（第1收容隊）	国民保護救護部 ➤ 第1收容隊 ➤ 第2收容隊 ➤ 第3收容隊 ➤ 第4收容隊 ➤ 第5收容隊 ➤ 第6收容隊	墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する救護部各收容隊の分掌事務のほか次に掲げる事務 1 避難住民の避難及び復帰のための誘導 2 避難誘導する場合の警告及び指示 3 安否情報の収集 4 生活関連物資等の価格安定措置（第3收容隊）
➤ 保護隊	1 発災後の生活困窮者の実態把握及び援護	➤ 保護隊	墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する救護部保護隊の分掌事務
➤ 捜索隊	1 遺体の捜索、遺体收容所への搬送、一時保存及び火葬の取扱 2 遺体收容所の設置 3 遺族への遺骨引渡し 4 身元不明遺体の取扱い	➤ 捜索隊	墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する救護部捜索隊の分掌事務

<p>災対環境部</p> <p>➤ 清掃調整隊</p>	<p>1 ごみ収集作業計画の策定及び再利用</p> <p>2 がれき処理計画の策定及び調整</p> <p>3 し尿処理計画の策定及び要請</p> <p>4 本部等との情報連絡</p>	<p>国民保護環境部</p> <p>➤ 清掃調整隊</p>	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対環境部清掃調整隊の分掌事務のほか次に掲げる事務</p> <p>1 廃棄物処理業の特例許可</p> <p>2 廃棄物処理に係る指示</p>
<p>➤ 清掃隊</p>	<p>1 被害情報の把握及び収集</p> <p>2 ごみの収集及び運搬</p> <p>3 区立保育園への援助活動</p>	<p>➤ 清掃隊</p>	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対環境部清掃隊の分掌事務</p>
<p>➤ 環境保全隊</p>	<p>1 被災地の環境保全に関する情報収集、その他環境保全全般</p>	<p>➤ 環境保全隊</p>	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対環境部環境保全隊の分掌事務のほか次に掲げる事務</p> <p>1 危険物質等による汚染拡大の防止措置</p>
<p>施設保護部</p> <p>➤ 第1施設保護隊</p> <p>➤ 第2施設保護隊</p> <p>➤ 第3施設保護隊</p> <p>➤ 第4施設保護隊</p> <p>➤ 第5施設保護隊</p>	<p>1 施設利用者の保護</p> <p>2 施設の保全及び管理</p> <p>3 臨時休館（園）の措置</p> <p>4 他の部の災害対策活動の支援</p> <p>5 ろ過機による飲料水の供給</p> <p>6 区立保育園への援助活動</p> <p>7 本部等との情報連絡（第1施設保護隊）</p>	<p>国民保護施設保護部</p> <p>➤ 第1施設保護隊</p> <p>➤ 第2施設保護隊</p> <p>➤ 第3施設保護隊</p> <p>➤ 第4施設保護隊</p> <p>➤ 第5施設保護隊</p>	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する施設保護部各隊の分掌事務のほか次に掲げる事務</p> <p>1 退避の指示</p> <p>2 警戒区域の設定、警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令</p>
<p>災害弱者救護部</p> <p>➤ 災害弱者救護隊</p>	<p>1 障害者・高齢者施設との連絡調整</p> <p>2 障害者、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安否確認並びに救護</p> <p>3 障害者・高齢者施設の収容者に対する食品・飲料水の給与及び物資の貸与に関する本部各隊との調整並びに出動要請等</p> <p>4 福祉ボランティアの受入れ及び派遣</p> <p>5 施設の管理及び施設利用者等の保護</p> <p>6 区立保育園への援助活動</p> <p>7 本部等との情報連絡</p>	<p>国民保護要援護者救護部</p> <p>➤ 要援護者救護隊</p>	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災害弱者救護部災害弱者救護隊の分掌事務</p>
<p>災対保健衛生部</p> <p>➤ 管理隊</p>	<p>1 医療救護活動の調整</p> <p>2 医療救護所の設置及び医療救護班等の派遣</p> <p>3 医療救護、消毒、防疫等保健衛生に係る計画及び広報</p> <p>4 都、日赤、医師会等、その他関係機関との連絡</p> <p>5 医療・防疫用資器材の調達及び備蓄</p>	<p>国民保護保健衛生部</p> <p>➤ 管理隊</p>	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対保健衛生部管理隊の分掌事務のほか次に掲げる事務</p> <p>1 危険物質等による汚染拡大の防止措置</p> <p>2 赤十字標章等の使用に関する知事に対する許可</p>

	6 ねずみ族・昆虫等の駆除、施設の消毒及び避難者の防疫 7 動物の保護、管理 8 食品・飲料水等の衛生指導 9 劇物等の管理 10 本部等との情報連絡 11 情報収集及び提供		申請手続
➤ 第1保健衛生隊 ➤ 第2保健衛生隊	1 医療救護、防疫、その他衛生活動 2 情報収集及び提供 3 区立保育園への援助活動 4 乳幼児及び高齢者等の救護 5 避難所における健康相談 6 地域における巡回相談 7 その他必要な保健活動	➤ 第1保健衛生隊 ➤ 第2保健衛生隊	墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対保健衛生部各保健衛生隊の分掌事務
災対建築部 ➤ 第1建築隊	1 区内主要都市施設及び公共施設の被害状況把握及び報告 2 本部等との情報連絡	国民保護建築部 ➤ 第1建築隊	墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対建築部各隊の分掌事務のほか次に掲げる事務 1 設備及び物件の除去、保安等の事前措置 2 退避の指示 3 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管 4 警戒区域の設定、警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令
➤ 第2建築隊	1 応急仮設住宅の設営及び管理 2 一時提供住宅の供給 3 被災宅地の危険度判定	➤ 第2建築隊 ➤ 第3建築隊	
➤ 第3建築隊	1 被災住宅等の応急危険度判定 2 被災家屋等の補強工作及び応急修理、その他被害予防の指導 3 応急修理資材の確保	➤ 営繕隊	
➤ 営繕隊	1 避難所等の応急修理 2 応急修理資材の保管 3 避難所等の被災度調査 4 応急仮設住宅の設計及び発注		
災対建設部 ➤ 庶務隊	1 公共土木施設等の被害状況及び障害物等の情報集約、報告 2 部の防災活動に関する無線の送受信 3 工作協力隊への協力要請 4 公共土木施設の応急復旧計画 5 公共土木施設の占用物の安全対策 6 注意を要する箇所のパトロール 7 本部等との情報連絡	国民保護建設部 ➤ 庶務隊 ➤ 第1工務隊 ➤ 第2工務隊	墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対建設部各隊の分掌事務のほか次に掲げる事務 1 設備及び物件の除去、保安等の事前措置 2 退避の指示 3 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1工務隊 ➤ 第2工務隊 	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事現場、河川及び護岸の安全対策 2 河川、道路、公園等のパトロール 3 道路、公園等の障害物の排除 4 応急出動及び応急復旧工事 		<p>物等の除去及び保管</p> <p>4 警戒区域の設定、警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令</p>
<p>災対教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 庶務隊 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校及び幼稚園との連絡 2 園児、児童及び生徒の被災状況調査 3 学校及び幼稚園施設の応急復旧 4 本部等との情報連絡 	<p>国民保護教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 教育庶務隊 ➤ 学校教育隊 ➤ 学校施設隊 	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対教育部各隊の分掌事務</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校教育隊 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学用品等の調達及び給与 2 被災校への給食及び保健衛生指導 		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校施設隊 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の避難所運営の支援要請及び避難所運営への協力 2 学校・幼稚園施設の保全及び管理 3 園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護者への引渡し 4 応急教育計画 		
<p>災対区議会部</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 区議会隊 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区議会との連絡調整 2 本部等との情報連絡 	<p>国民保護区議会部</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 区議会隊 	<p>墨田区災害対策本部条例施行規則及び災害対策マニュアルに規定する災対区議会部の分掌事務</p>
<p>(白鬚東地区防災拠点参集隊)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況等の把握及び本部等との情報連絡 2 防災機器の作動等 3 避難者の誘導等 		
		<p>【現地対策本部】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害及び復旧状況の情報収集及び分析 2 本部等との情報連絡 3 国、都及び関係機関との連絡調整 4 現地派遣職員の役割分担及び調整 5 自衛隊派遣要請、退避指示及び警戒区域設定に係る意見具申 6 本部長の指示による国民保護措置の推進 7 各種相談業務の実施 8 その他緊急を要する国民保護措置の実施